

近代宮古島旧慣期の人口・耕地・貢租・貢布

平良 勝保

はじめに

1871年（明治4）7月の鹿児島県設置によって、王府の貢納主体であった薩摩藩は消滅し、薩摩藩への貢納は明治政府の貢納は、一種の国税に転化した。1872年、国王尚泰が明治天皇から琉球藩王封じられたことにより、明治政府に対しては「琉球藩」を名乗ることを強いられたが、清国に対しては「琉球国」のままであった。そして、1879年3月には廃琉置県（琉球国の併合と沖縄県の設置）が行われた。国家の消滅は、徴収主体の消滅でもあった。このような社会の変化は、先島の蔵元機構や貢租（人頭税）にも変化をもたらした。

1879年3月、沖縄県の設置（琉球国併合）＝廃琉置県が行われたが、沖縄県の設置とともに、宮古島蔵元に在勤していた王府からの派遣役人である在番は免職となり、在番の勤務していた「在番仮屋」は明治政府の「警視派出所」となった。沖縄県（明治政府）から宮古島に派遣された石川警部補は、蔵元役人は現職のまま出勤するようにと勧めたが、誰一人出勤する者はいなかった(1)。

同年7月22日には、警視派出所に通弁兼小使として採用された下地利社が役人らに扇動された民衆に惨殺されるという事件が起きた（サンシー事件）。事件は、8月3日に那覇からの増援隊が派遣され、事件に直接かかわった13人が逮捕された。事件の処理を終え、8月23日、再び増援隊の園田警視補から廃藩置県の示達がなされ、8月26日、園田警視補らは在番・同筆者らを連れて那覇に向かった。このような強権的な新統治機構の姿勢もあり、9月頃には事務引き継ぎが始まり、9月27日の多良間首里大屋子の簿冊引き継ぎをもって一切の引き継ぎが終わった(2)。しかしその後も、ほとんどの旧吏員は出仕しなかった。翌年（1880）1月22日になって、蔵元各座の諸事整頓を終えたので、島の諸吏員は再び旧職にいた。そして、6月23日、在番官・蔵元を廃止、蔵元に沖縄県宮古島役所が設置され（沖縄県各地で郡役所が設置された）、続いて7月1日、那覇警察署宮古島分署が設置された(3)。宮古における近代の始まりは、実質的にはこの時期に始まるといってよい。

「宮古島役所沿革小誌」によれば、8月13日、蔵元各座の名称を廃し、御用布座を貢布取扱所、勘定座を検算係に、所遣座を公費係に、仕上世座を本租係に、船手座を営繕係に改称、4座を称して計算所と名付け、さらに農務方を農務係に、馬方を牛馬所取調係に、山方方を山山係に改称、3座を称して農務扱所と名付け、3所・8係に改変した(4)。

本稿では、最初に廃琉置県後の蔵元と民衆や社会、そして石高表の「起」と「先」検討し、『沖

『縄島旧慣租税制度』（1894年、以下『旧慣租税制度』と略称する）を中心に据え、1892年に当時の吉村貞寛宮古島役所長の「宮古島旧慣租税制度」（以下「明治25年宮古島旧慣」という）やその周辺史料を活用して、旧慣期宮古島の貢租（正租と民費（蔵元費）・村費など）の人頭税について考察を行いたい。

第1節 人口・耕地と貢租

(1) 「宮古島取調書」にみる人口と耕地

貢租の内容に入る前に、人頭税の基礎となる明治26年当時の人口と耕地面積を見ておきたい。「宮古島取調書」によれば、1893年（明治26）1月現在の人口は、次のとおりである（表1）(5)。総人口は35,046人で、置県直後の1880年（明治13）の人口28,414人と比較すると(6)、約6,500人増えている。村の人口をみると、大神村の男女人口は60人を除けば、37番目に位置する大浦村は196人、36番目の来間村は199人と約200人、35番目の水納村は200人を越えている。水納村は、1880年の時点でも、152人

表1 明治26年1月宮古島の人口 「宮古島取調書」より作成

史料並び	村位	村名	戸数	男	女	男女計	一戸当たりの人数	
1	13	上村	西里村	847	1,816	1,863	3,679	4.3
2	12	上村	下里村	747	1,675	1,736	3,411	4.6
3	1	上村	東仲宗根村	565	1,226	1,246	2,472	4.4
4	36	下村	塩川村	298	822	883	1,705	5.7
5	21	上村	福里村	256	660	630	1,290	5.0
6	2	上村	西仲宗根村	278	639	639	1,278	4.6
7	35	下村	仲筋村	238	615	660	1,275	5.4
8	8	下村	池間村	230	634	597	1,231	5.4
9	9	下村	前里村	181	525	478	1,003	5.5
10	7	下村	狩俣村	190	446	469	915	4.8
11	19	上村	新城村	171	438	443	881	5.2
12	29	上村	川満村	184	441	423	864	4.7
13	14	上村	松原村	166	425	424	849	5.1
14	15	上村	宮国村	165	453	389	842	5.1
15	23	中村	佐和田村	180	404	411	815	4.5
16	24	中村	長浜村	189	414	374	788	4.2
17	32	上村	与那覇村	146	402	383	785	5.4
18	4	下村	西原村	137	403	381	784	5.7
19	20	上村	保良村	139	385	379	764	5.5
20	18	上村	友利村	146	381	366	747	5.1
21	22	上村	野原村	152	390	339	729	4.8
22	11	上村	長間村	156	384	327	711	4.6
23	34	上村	嘉手苅村	136	359	347	706	5.2
24	26	中村	仲地村	127	322	360	682	5.4
25	16	上村	新里村	128	332	326	658	5.1
26	27	中村	伊良部村	132	316	304	620	4.7
27	3	上村	荷川取村	119	300	308	608	5.1
28	30	上村	上地村	113	307	281	588	5.2
29	28	上村	久貝村	116	274	302	576	5.0
30	10	上村	比嘉村	131	293	278	571	4.4
31	17	上村	砂川村	106	252	274	526	5.0
32	6	中村	島尻村	80	196	167	363	4.5
33	31	上村	洲鎌村	74	171	163	334	4.5
34	25	中村	国仲村	74	160	167	327	4.4
35	37	下村	水納村	26	105	114	219	8.4
36	33	中村	来間村	51	100	99	199	3.9
37	5	中村	大浦村*1	39	103	93	196	5.0
38	38	下村	大神村	15	21	39	60	4.0
			合計	7,238	17,654	17,392	35,046	4.8
			検算値	7,228	17,589	17,462	35,051	4.8

*1テキストでは、大浦村の「女」は39人となっているが、93人の誤りと判断した。
※人口の多い順に並べ替え、村位を追加し、一戸当たりの人数を算出した。

となっていることから、大きな誤差はないと考えられる。また、500人を越える村は、38村中31村もあり八重山島の村規模とくらべて、宮古島の村規模はかなり大きいといえる。

「宮古島取調書」によれば、耕地のうち、田は82町5反、畑は7千713反余である(表2)(7)。

表2 明治26年宮古島の耕地面積(単位:町)

「宮古島取調書」より作成

平良間切			砂川間切			下地間切			多良間島		
村名	地目	面積	村名	地目	面積	村名	地目	面積	村名	地目	面積
東仲宗根村	田	1.22	下里村	田		佐和田村	田	1.08	仲筋	田	
	畑	269.11		畑	350.73		畑	256.86		畑	134.97
西仲宗根村	田	0.55	西里村	田		長浜村	田	1.22	塩川	田	
	畑	185.61		畑	1,730.24		畑	239.80		畑	119.97
荷川取村	田		松原村	田		国仲村	田	0.05	水納	田	
	畑	106.42		畑	121.19		畑	43.81		畑	16.66
西原村	田	13.89	宮国村	田		伊良部村	田		合計	田	
	畑	250.19		畑	171.99		畑	169.71		畑	271.60
大浦	田	5.49	新里村	田		仲地村	田		検算値	田	
	畑	44.74		畑	108.43		畑	200.67		畑	271.60
島尻村	田	9.70	砂川村	田		久貝村	田		宮古島 合計	田	82.55
	畑	34.70		畑	110.48		畑	104.93		畑	7,713.24
狩俣村	田	3.47	友利村	田		川満村	田	4.89	宮古島 検算値	田	82.51
	畑	230.26		畑	155.32		畑	185.50		畑	7,713.17
池間村	田		保良村	田	0.50	上地村	田	2.20	宮古島 一戸当たり	田	0.01
	畑	248.00		畑	95.05		畑	130.80		畑	1.07
前里村	田		新城村	田	2.83	洲鎌村	田	3.15	※原史料に記されている畝 以下(坪)を切り捨てた。		
	畑	195.00		畑	176.56		畑	66.86			
長間村	田	19.72	福里村	田	1.86	与那覇村	田	4.10			
	畑	216.88		畑	180.37		畑	110.55			
比嘉村	田	4.09	野原村	田		来間村	田				
	畑	104.32		畑	689.61		畑	42.53			
合計	田	58.15	合計	田	5.20	嘉手苧村	田	2.50			
	畑	1,885.24		畑	3,890.00		畑	114.35			
検算値	田	58.13	検算値	田	5.19	合計	田	19.20			
	畑	1,885.23		畑	3,889.97		畑	1,666.40			
						検算値	田	19.19			
							畑	1,666.37			

田の面積は、「宮古島取調書」に記された戸数、7,238戸(表1)で割ると一戸当たりになればわずかに1畝ほどである。畑は戸数、7,238戸で割ると、一戸あたり1町を越えている。大神村は耕地の記載がない。1883年(明治16)12月の統計によれば、平良間切の耕地は、田45町7反、畑1,189町1反、砂川間切は、田16町9反、畑1,748町6反、下地間切は、田27町4反、畑1,25町、多良間島は、畑のみ733町、水納島は畑24町6反となっている(8)。集計すると、田

90 町、畑 4,720 町 8 反となる。1883 年（明治 16）の統計と「宮古島取調書」を比較すると、田は微妙に減少しているが、畑は約 1.6 倍増加している。砂川間切の村々で著しい増加が見られる。

（2）旧慣租税制度と明治 25 年宮古島旧慣・宮古島取調書にみる穀納貢租

『旧慣租税制度』によれば、穀納は本租と重出粟と夫賃に、近世にはなかった「斗立」が含まれており、2,778 石となっている。しかし、後述のように『旧慣租税制度』は夫賃粟が先高にされていないため、「宮古島取調書」の 2,946 石余が実態であろう（表 3）(9)。「斗立」は 323

表 3 『旧慣租税制度』と「明治 25 年宮古島旧慣」、「宮古島取調書」、「仕上世座例帳」(1874 年)との穀納比較表(単位:石)

貢租名	旧慣租税制度	明治 25 年宮古島 旧慣	宮古島取調書			仕上世座例帳	
	貢租高		起	穀納先	倍率		
本租	1,127	1,648.22202	1,150.42364	1,939.95500	1.2	1150.42364	
口粟	22						
斗立・蔵役人心付	323						
重出粟	466	668.16950	466.20801			466.20801	
小計 *1	1,938	2,316.39152	1,616.63165	1,939.95500		1616.63165	
夫賃粟	粟	839	969.53926	839.19277	1,007.03132 *3	1.2	839.19277
	白胡麻	※夫賃ハ反布其 他ノ雜品ヲ以換 納ヲ許ス	6.89000				
	黒胡麻		4.84800				
	木綿花		6.90000 *2				
小計		988.17726	839.19277	1,007.03132		839.19277	
合計	2,777	3,304.56878	2,455.82442	2,946.98632		2,455.82442	

*1 小計が1合わないが、石以下の端数が調整されているためである。

*2 斤数のみが記されているが、「宮古島取調書」を参考にした。

*3 本文の石高は先高。カッコで起が記されている。先高内訳は、下表のとおりである。

貢納品	夫賃米高	
粟	755.40500	
粟	11.65700	胡麻の代納
木綿花	6.90000	345斤
白木綿布	34.71525	135反
部下運賃	156.59407	
部下運賃免除高	41.76000	免除高徴収の意味は不明
合計	1,007.03132	

石となっているが、これは穀納の本租と重出粟の合計 1,615 石の 20% に相当する。明治政府（沖縄県）は、起・先制の中に隠れていた 20% 相当分を「斗立」（貢米の目減り分を見積もって付加される分）として把握し、実高として組み入れている。したがって、夫賃を除く穀納の合計高は、「宮古島取調書」の先高と一致する。夫賃粟は 20% 増しの 1007 石余に代わって見えないが、近世の 839 石余と代わっておらず (10)、実質夫賃粟は 20% の減額となったように見えるが、「宮古島取調書」では、夫賃粟の先高が 1,007 石余と記されており (11)、『旧慣租税制度』

の明らかな記載ミスである。

このように、近代の石高は基本的には先石（実納高）である。したがって、単純に近世の石高と比較はできない。

「明治 25 年宮古島旧慣」は、『近世地方経済史料』第 10 巻に収録されており、表題部に「宮古島地租其他の事／別冊取調書及候也／明治廿五年四月廿六日／宮古島役所長 吉村貞寛／第二課長 江草昴殿」と記され、最初の報告は「農産」の統計があり、その次に「宮古島旧慣租税制度（明治廿五年四月廿六日／宮古島役所長 吉村貞寛報告）」という記載がある（12）。沖縄県に提出された報告と考えられる。

沖縄県への貢納高と地元で費消される「民費」が記されていることが特徴的である（民費について第 7 章で検討する）。沖縄県への貢納高が正租・重出米・夫賃米とも「宮古島取調書」や近世末期の「富川親方宮古島仕上世座例帳」（以下「仕上世座例帳」と略称する）より多くなっているため、比較表を作成した。「上杉県令日誌」にも貢納高は記されているが、夫賃米が極端に少ないため比較をしなかった。

すでに述べたように、起と先との関係では、先高にすると 1.2 倍である。しかし、「明治 25 年宮古島旧慣」の正租と重出米は、「宮古島取調書」の約 1.4 倍、夫賃米は 1.18 倍で先高に近いが、やや少ない。「明治 25 年宮古島旧慣」は、後に述べる貢布・民費も含めてかなり精緻に記載されており、先高で記され、さらに未納分の回収も含まれている可能性もある。

「宮古島取調書」の起高は、1874 年の「仕上世座例帳」と全く同じである（表 3）。先高が並記されており、同「取調書」によって、村レベルの負担高は起高の 2 割増しであったことを明確に知ることができる。また、「沖縄県宮古島島費及当成改革請願書」（以下請願書」と略称する）に記された石高も先高であったことが明らかとなる（表 4）。『旧慣租税制度』に記された正租高よりも、多く記

されているため、島民の窮状を強く訴えるために多めに記されたのではないかと考えたこともあったが、夫

表4 「沖縄県正租軽減理由書」みる穀納 (単位:石)

穀納明細	正確な税目	石高	備考
粟(一般土人ノ納ムルモノ)	正租・重出米	1,939.95500	
粟(士族ノ納ムルモノ)	夫賃米	755.40500	
胡麻		11.65700	
木綿花		6.90000 *1	345斤
合計		2,713.91700	

*1 斤数のみが記されているが、「宮古島取調書」を参考にした。

賃米の先高と比較すれば明らかなように、むしろやや少なく記されていることが分かる（13）。しかし役所内部の者でないため、貢租内容に若干のズレがみえる。『旧慣租税制度』をもとに宮古島の穀納と貢布を含めて先石高を算出すると、宮古島の貢納先石高は、5,874 石余となる（後掲図 1）。

表5 明治26年宮古島男女階級調 『旧慣租税制度』参照式より作成

村位	村名	平 民										士 族										村の上頭計											
		上		中		下		下々		租税者計		免稅者		正頭計		上		中		下		下々		租税者計		免稅者		正頭計					
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
上村 16	西里村	412	379	38	43	47	42	177	177	674	641	35	21	709	662	544	442	45	48	53	60	193	158	835	708	21	13	856	721	1,565	1,383		
上村 16	下里村	299	288	38	23	36	38	126	166	499	515	19	15	518	530	365	368	40	44	46	53	136	127	587	592	17	3	604	595	1,122	1,125		
上村 16	東仲宗根村	238	206	11	20	26	18	104	100	379	344	15	12	394	356	317	292	27	29	30	32	94	100	468	453	16	6	484	459	878	815		
上村 16	西仲宗根村	98	98	6	5	12	16	27	30	143	149	7	6	150	155	112	90	5	9	18	7	27	41	162	147	4	3	166	150	316	305		
上村 16	与那覇村	59	57	3	9	7	12	26	17	95	95	3	0	98	95	61	62	6	12	5	8	29	17	101	99	2	1	103	100	201	195		
上村 16	松原村	120	112	12	23	23	13	39	38	194	186	6	2	200	188	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	201	189		
上村 16	新城村	117	108	14	8	18	14	29	19	178	149	5	4	183	153																183	153	
上村 16	福里村	95	100	17	12	10	4	22	31	144	147	14	15	158	162	6	4	0	0	0	0	0	1	6	5	0	0	6	5	154	167		
上村 16	保良村	102	102	9	6	11	26	30	143	149	7	8	150	157	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	151	158		
上村 16	久良村	84	94	10	11	15	19	37	18	146	142	2	1	148	143	1	2	0	0	0	0	1	1	2	3	0	2	3	150	146			
上村 16	上地村	50	51	4	4	7	8	16	13	77	76	3	1	80	77	35	45	0	4	4	3	27	9	66	61	2	1	68	62	148	139		
上村 16	荷山取村	47	61	5	7	11	9	21	17	84	94	2	1	86	95	30	25	4	6	9	7	16	21	59	59	1	0	60	59	146	154		
上村 16	川瀬村	62	62	9	11	21	9	26	29	121	124	3	5	124	129	17	19	1	3	3	2	6	6	27	30	0	0	27	30	146	139		
上村 16	宮国村	84	76	10	10	11	19	12	15	117	120	7	1	124	121	3	7	0	0	0	0	2	3	5	10	0	5	10	129	139			
上村 16	新里村	58	69	5	12	9	7	22	20	94	108	4	5	98	113	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	99	113		
上村 16	比嘉村	41	51	7	4	5	8	15	9	68	72	8	5	76	77	9	2	0	0	1	0	4	0	14	2	1	0	15	2	91	79		
上村 16	砂山村	52	76	7	7	15	6	11	16	85	105	2	9	87	114	2	3	0	0	0	0	1	0	3	3	0	3	3	90	117			
上村 16	野原村	58	53	4	6	5	5	18	10	85	74	3	5	88	79															88	79		
上村 16	長圃村	52	40	4	8	6	11	17	15	79	74	6	6	85	80	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	85	81		
上村 16	洲鎌村	42	50	2	1	2	2	11	7	57	60	1	2	58	62	7	8	1	1	0	1	2	5	10	15	0	10	15	68	77			
中村 14	嘉志苜村	44	39	0	6	5	7	12	56	64	2	4	58	68																58	68		
中村 14	長段村	61	44	2	2	5	4	15	18	83	68	2	1	85	69	72	68	11	5	10	7	21	16	114	96	0	1	114	97	199	166		
中村 14	伊地村	41	41	3	1	5	2	15	9	64	53	0	3	64	56	65	64	15	7	13	8	22	32	115	111	1	1	116	112	180	168		
中村 14	国仲村	34	27	0	3	8	4	17	14	59	48	0	7	64	73	62	67	5	7	20	6	23	21	110	101	2	1	112	102	176	175		
中村 14	島尻村	50	55	4	1	11	10	17	15	82	81	3	3	85	84	17	21	4	2	3	1	12	7	36	31	0	0	36	31	95	79		
中村 14	求聞村	34	33	2	4	1	4	12	14	49	55	0	1	49	56	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	50	56		
中村 14	大浦村	33	29	2	6	4	3	10	11	49	49	0	1	49	50															49	50		
中村 14	佐和田村	56	50	6	5	10	10	20	18	92	83	6	2	98	85	97	90	12	14	10	16	36	34	155	154	3	5	158	159	256	244		
下村 12	堀川村	95	92	7	10	9	6	29	28	140	136	3	1	143	137	130	143	22	20	15	22	43	38	210	223	5	1	215	224	358	361		
下村 12	池間村	199	202	23	23	15	15	59	64	296	304	20	11	316	315															316	315		
下村 12	前里村	169	140	17	20	16	15	57	58	259	233	10	12	269	245															269	245		
下村 12	猪俣村	51	43	9	7	8	11	24	20	92	81	3	8	95	89	84	91	13	11	17	17	49	50	163	169	4	3	167	172	262	261		
下村 12	西原村	135	109	15	9	15	14	52	51	217	183	18	6	235	189															235	189		
下村 12	仲筋村	169	147	22	12	15	14	48	45	254	218	0	5	254	223	120	143	16	27	16	17	39	61	191	248	3	2	194	250	448	473		
下村 12	番外大神村	14	21	1	0	1	2	9	18	31	0	0	0	18	31															18	31		
下村 12	番外水納村	26	39	4	3	3	3	14	17	47	62	0	0	47	62															47	62		
男女計	合計	3,493	3,363	343	355	444	409	1,212	1,215	5,492	5,342	229	195	5,721	5,537	4,216	2,057	228	249	273	268	783	748	3,443	3,322	82	42	3,525	3,364	9,246	8,901		
		6,856	698	853	2,427	10,834	424	11,258								4,216	2,057	228	249	273	268	783	748	3,443	3,322	82	42	3,525	3,364	9,246	8,901		
																541	1,531	477	541	477	541	1,531	477	541	1,531	477	541	1,531	477	541	1,531		
																平民免稅者	3.7%																
																士族免稅者	1.80%																
																合計免稅者	5.50%																

※元の表は「分数」ごとにかかっているが、村位と人口順に並べ替えた。 ※数分上は上位上の分数のみ示した。位毎に2分下がる。

※長い塗つぶしは、士族がいないことを示す。 ※半数以上は、平民であるため、平民を先に示した。

※セルの塗りつぶしは、テキストと違うことを示す。原史料複製本によって修正した。正頭計は、計算が合わないことを示すがなぜか「反布用調」と一致する。

※セルの塗りつぶしは、テキストと違うことを示す。原史料複製本によって修正した。正頭計は、計算が合わないことを示すがなぜか「反布用調」と一致する。

第2節 貢租の村毎の異同と旧名子上納

(1) 同じ分数でも貢租高が異なる事象

正頭へ穀納賦課について、『旧慣租税制度』には「蔵元ハ、三月五日限りニ定メタル諸村正男女取メ位付帳（第二項参照）ヲ根拠トシテ、粟ハ三月二十日限りニ、反布ハ前年七月一日

表6 一人当たりの穀納の賦課高（一部抽出）と正頭・位比・土族百姓比 『旧慣租税制度』より作成（単位：石）

村名・位	男女	人位	平 民					士 族				
			貢租	位比	貢租土族比	夫賃	合計	合計土族比	貢租	位比	夫賃	合計
東仲宗根村（上）	男	上	0.26219	1.4	1.049	0.10531	0.36750	1.067	0.25000	1.4	0.09435	0.34435
		中	0.22474	1.2	1.049	0.10531	0.33005	1.069	0.21428	1.2	0.09435	0.30863
		下	0.18728	1.0	1.049	0.10531	0.29259	1.072	0.17857	1.0	0.09435	0.27292
		下々	0.07491	0.4	1.049	0.10531	0.18022	1.087	0.07143	0.4	0.09435	0.16578
	女	上	0.04377	1.4	1.033		0.04377	1.033	0.04238	1.4		0.04238
		中	0.03718	1.2	1.024		0.03718	1.024	0.03632	1.2		0.03632
		下	0.03098	1.0	1.023		0.03098	1.023	0.03027	1.0		0.03027
	下々	0.01239	0.4	1.023		0.01239	1.023	0.01211	0.4		0.01211	
西里村（上）	男	上	0.27472	1.4	1.107	0.10875	0.38347	1.123	0.24810	1.4	0.09352	0.34162
		中	0.23547	1.2	1.107	0.10875	0.34422	1.124	0.21265	1.2	0.09352	0.30617
		下	0.19623	1.0	1.107	0.10875	0.30498	1.127	0.17721	1.0	0.09352	0.27073
		下々	0.07849	0.4	1.107	0.10875	0.18724	1.139	0.07089	0.4	0.09352	0.16441
	女	上	0.04334	1.4	1.023		0.04334	1.023	0.04238	1.4		0.04238
		中	0.03715	1.2	1.024		0.03715	1.024	0.03629	1.2		0.03629
		下	0.03096	1.0	1.024		0.03096	1.024	0.03024	1.0		0.03024
	下々	0.01238	0.4	1.023		0.01238	1.023	0.01210	0.4		0.01210	
宮国村（上）	男	上	0.24924	1.4		0.16996	0.41920					
		中	0.21364	1.2		0.16996	0.38360					
		下	0.17803	1.0		0.16996	0.34799					
		下々	0.07121	0.4		0.16996	0.24117					
	女	上	0.04043	0.1		0	0.04043					
		中	0.02466	0.1		0	0.02466					
		下	0.02888	0.1		0	0.02888					
	下々	0.01155	0.0		0	0.01155						
長浜村（中）	男	上	0.20190	1.2	0.972	0.15615	0.35805	0.994	0.20781	1.2	0.15252 *1	0.36033
		中	0.16825	1.0	0.972	0.15615	0.32440	0.996	0.17318	1.0	0.15252	0.32570
		下	0.13460	0.8	0.971	0.15615	0.29075	0.999	0.13855	0.8	0.15252	0.29107
		下々	0.06730	0.4	0.972	0.15615	0.22345	1.007	0.06927	0.4	0.15252	0.22179
	女	上	0.03385	1.2	0.948		0.03385	0.948	0.03571	1.2		0.03571
		中	0.02821	1.0	0.948		0.02821	0.948	0.02976	1.0		0.02976
		下	0.02257	0.8	0.948		0.02257	0.948	0.02381	0.8		0.02381
	下々	0.01128	0.4	0.948		0.01128	0.948	0.01190	0.4		0.01190	
塩川村（下）	男	上	0.17302	1.0	1.000	0.14887	0.32189	0.992	0.17302	1.0	0.15136	0.32438
		中	0.13841	0.8	1.000	0.14887	0.28728	0.991	0.13841 *2	0.8	0.15136	0.28977
		下	0.10381	0.6	1.000	0.14887	0.25268	0.990	0.10381	0.6	0.15136	0.25517
		下々	0.06921	0.4	1.000	0.14887	0.21808	0.989	0.06921	0.4	0.15136	0.22057
	女	上	0.02959	1.0	1.000		0.02959	1.000	0.02959	1.0		0.02959
		中	0.02367	0.8	1.000		0.02367	1.000	0.02367	0.8		0.02367
		下	0.01775	0.6	1.000		0.01775	1.000	0.01775	0.6		0.01775
	下々	0.01184	0.4	1.000		0.01184	1.000	0.01184	0.4		0.01184	
池間村（下）	男	上	0.17548	1.0		0.15941	0.33489					
		中	0.14039	0.8		0.15941	0.29980					
		下	0.10529	0.6		0.15941	0.26470					
		下々	0.07019	0.4		0.15941	0.22960					
	女	上	0.02837	1.0			0.02837					
		中	0.02270	0.8			0.02270					
		下	0.01702	0.6			0.01702					
	下々	0.01135	0.4			0.01135						

*1活字本では、「一五二五」とあるが、コピー複製本により修正した。

*2原本・活字本でも、「一三四八一」とあるが、写し違いと判断した。

※「村位」とは、上・中・下村の村位、または上・中・下・下々の人位に則して、貢租が計算されているかを検算したものである。

限ニ、各村別割付帳ヲ調製ス」とある(14)。このなかで、「第二項参照」とは、村位と人位に基づいてという意味である(村位と人位については第2章で詳述)。『旧慣租税制度』の「参照式」には、「宮古島明治二十六年男女階級調(穀納用)」が収録されている(15)。「宮古島明治二十六年男女階級調

(穀納用)」に基づいて作成したものが表5である。このように、まず正頭の数と位が調べられ、さらに「各村別割付帳」が作成される。「各村別割付帳」とは「明治廿六年士族貢租貢租公費老人負担表」(平民もある)のことだとは考えられる。「老人負担表」からいくつかの村の事例を抽出し作成したものが、表6である(16)。この表6の数値は、例えば上村下男平民の負担(10分)は、単に「一八七二八」と記されているだけである。これを数値と解釈したのは、0.18728に総正頭数、18,147人(表

表7-1 平民貢租賦課の事例(抽出) 『旧慣租税制度』より作成(単位:石)

平民分数10の貢納高:男									女	
貢租ランキング	村位	村名	位	貢租	夫賃	夫賃ランキング	合計	合計ランキング	貢租	ランキング
1	上村	西里村	下	0.19623	0.10875	33	0.30498	33	0.03096	4
2	上村	下里村	下	0.19449	0.11519	32	0.30968 *1	31	0.03113	2
3	上村	比嘉村	下	0.18893	0.17063	3	0.35956	1	0.03114	1
4	上村	東仲宗根村	下	0.18728 *2	0.10531	34	0.29259	34	0.03098	3
5	上村	福里村	下	0.18359	0.17133	2	0.35492	2	0.03028	6
6	上村	長間村	下	0.18224	0.16341	9	0.34565	6	0.03085	5
7	上村	西仲宗根村	下	0.18058	0.10270	35	0.28328	35	0.02910	13
8	上村	川満村	下	0.18040	0.16285	10	0.34325	7	0.02952	10
9	上村	野原村	下	0.17869	0.16748	5	0.34617	5	0.03005	7
10	上村	宮国村	下	0.17803	0.16996	4	0.34799	4	0.02888	17
11	上村	新里村	下	0.17687	0.16491	7	0.34178	8	0.02885	18
12	上村	上地村	下	0.17658	0.16400	8	0.34058	9	0.02905	15
13	上村	保良村	下	0.17608	0.15937	16	0.33545	11	0.02879	19
14	中村	佐和田村	中	0.17559	0.15962	14	0.33521	12	0.02792	27
15	下村	池間村	上	0.17548	0.15941	15	0.33489	13	0.02837	23
16	上村	嘉手苅村	下	0.17503 *3	0.17864	1	0.35367	3	0.02937	12
17	下村	狩俣村	上	0.17410	0.16045	12	0.33455	14	0.02784	29
18	下村	前里村	上	0.17363	0.15963	13	0.33326	16	0.02907	14
19	上村	新城村	下	0.17352	0.15631	24	0.32983	20	0.02844	22
20	上村	友利村	下	0.17329	0.15850	18	0.33179	17	0.02865	20
21	上村	松原村	下	0.17318	0.15736	21	0.33054	19	0.02790	28
22	下村	塩川村	上	0.17302	0.14887	30	0.32189	27	0.02959	8
23	下村	仲筋村	上	0.17302 *4	0.14887	31	0.32189	28	0.02959	9
24	下村	西原村	上	0.17246	0.15884	17	0.33130	18	0.02822	24
25	上村	与那覇村	下	0.17210	0.16208	11	0.33418	15	0.02752	31
26	上村	洲鎌村	下	0.17200	0.16688	6	0.33888	10	0.02860	21
27	中村	島尻村	中	0.17176	0.15784	19	0.32960 *5	21	0.02746	32
28	上村	砂川村	下	0.17175	0.15688	23	0.32863	22	0.02894	16
29	上村	荷川取村	下	0.17117	0.09912	36	0.27029	36	0.02741	33
30	上村	久貝村	下	0.17076	0.15723	22	0.32799	23	0.02762	30
31	中村	長浜村	中	0.16825	0.15615	25	0.32440	25	0.02821	25
32	中村	国仲村	中	0.16742	0.15756	20	0.32498	24	0.02698	36
33	中村	大浦村	中	0.16689	0.15520	27	0.32209	26	0.02726	35
34	中村	来間村	中	0.16458	0.15495	28	0.31953	29	0.02739	34
35	中村	伊良部村	中	0.15917	0.15600	26	0.31517	30	0.02944	11
36	中村	仲地村	中	0.15389	0.15250	29	0.30639	32	0.02801	26
37	下村	大神村	上	0.02653			0.02653	37	0.02653	37
38	下村	水納村	上	0.00773			0.00773	38	0.00773	38

*1 テキストでは、「二〇九六八」となっているが、史料複写本により修正した。

*2 テキストでは、「一八二八」となっているが、史料複写本により修正した。

*3 テキストでは、「一七五四三」となっているが、史料複写本により修正した。

*4 テキスト・史料複写本でも、「七三〇二」となっているが、史料複写本により明らかに誤っていることから、倍率により補正した。

*5 テキストでは、「二二九六〇」となっているが、史料複写本により修正した。

5) に掛けると、3,398石となり、表5の貢租計を上回るためである。「一八七二八」は、1斗8升7合2勺8才と解釈した。「諸村正男女取^レ位付帳」とは同じ物だと考えられる(反布用もある)。

表6の平民を見て気がつくことは、同じ村位で同じ人位であれば、同じ高が賦課されそうであるが、かなり違うということである。貢租について触れる前に、夫賃票について見ると、平良5カ村がかなり低い。他村の3分の2ほどになっている。夫賃票は、原則的に身分・村位に関係なく一律である。表6には5カ村は東仲宗根村と西里村のみ抽出したが、下里村・西仲宗根村・荷川取村もほぼ同じである。なぜ、夫賃票が5カ村のみ低いのか理由は不明である。

貢租は、5カ村は他村と較べて高くなっている。村々の比較のため、平民と士族正男女の貢租と夫賃票を抽出し、さらに分数10分の位のみ抽出し、高い順にランキング表を作成してみた(表7-1・2)この貢租には、正租と口粟・斗立・蔵役人心付・重出米も含まれていると考えられる。

表7-2 士族貢租賦課の事例(抽出) 『旧慣租税制度』より作成(単位:石)

士族分数10の貢納高:男									女	
貢租 ラン キン グ	村位	村名	位	貢租	夫賃	夫賃 ラン キン グ	合計	合 計 ラン キン グ	貢租	ラン キン グ
1	上村	比嘉村	下	0.18631	0.16605	1	0.35236	1	0.35236	1
2	上村	東仲宗根村	下	0.17857	0.09435	13	0.27292	13	0.27292	13
3	下村	狩俣村	上	0.17839	0.15677	5	0.33516	5	0.33516	3
4	上村	西仲宗根村	下	0.17765	0.09209	17	0.26974	17	0.26974	17
5	上村	西里村	下	0.17721	0.09352	16	0.27073	16	0.27073	14
6	中村	伊良部村	中	0.17670	0.15600	8	0.33270	8	0.33270	6
7	上村	下里村	下	0.17667	0.09376	14	0.27043	14	0.27043	15
8	上村	与那覇村	下	0.17658	0.15866	4	0.33524	4	0.33524	2
9	上村	荷川取村	下	0.17636	0.09371	15	0.27007	15	0.27007	16
10	中村	佐和田村	中	0.17579	0.15642	7	0.33221	7	0.33221	7
11	中村	仲地村	中	0.17488	0.15250	10	0.32738	10	0.32738	9
12	上村	上地村	下	0.17332 *1	0.16032	2	0.33364	2	0.33364	4
13	中村	長浜村	中	0.17318	0.15252	9	0.32570	9	0.32570	10
14	下村	塩川村	上	0.17302	0.15136	12	0.32438	12	0.32438	12
15	下村	仲筋村	上	0.17302	0.15670	6	0.32972	6	0.32972	8
16	中村	国仲村	中	0.17301	0.15233	11	0.32534	11	0.32534	11
17	上村	川満村	下	0.17301	0.16015	3	0.33316 *2	3	0.33316	5

*1テキストでは、「七三三二」となっているが史料複製本によって補正した。

*2テキストでは、「三三一六」となっているが史料複製本によって補正した。

一見すれば明らかのように、同じ村の士族と平民は同じ位であっても、大きな差はないが違うということである。また、同じ10分であっても、貢租について見ると、平民の場合、0.15389石(仲地村)を最下位として、最上位は0.19623石(西里村)と、約1.28倍違う。表5によれば、仲地村の正男の免税者はいない。西里村は35人免税者がおり、総正頭が709人、正頭の約5%である(6-表5参照)。仲地村の中男の負担高0.15389石の5%は、約0.077石である。仮に仲地村に5%の免税者がいたとして計算すると0.15389+0.00769=0.16158となる。それでもランキングの中位以下であり、免税者の数は一人当たりの貢租高が増える一つの要因だといえるが、絶対的要因とはいえない。正女の穀納貢租も、一位は0.03114石の比嘉村であるが、水納村・大

神村を除けば最下位は国仲村で、0.02698 であり、比嘉村は国仲村の 1.15 倍となっている。国仲村には免税者はいない（6-表5参照）。すなわち、個別の村の穀納賦課高を見ると、免税者の存在だけでは説明できない高となっている。しかし、後で述べるように、士族と平民との間に貢布負担の差があり、これを重出米で調製しているとされ（第3節（1）貢布）、重出米の負担の差が村ごとの差に影響していることも考えられる。士族の貢納高は、平民ほどの差はないが、ほとんどの村で貢納高が違っている。今後の研究課題といえる。

穀納の村から各人（戸）への割付通知について、『旧慣租税制度』には「各村ヨリ納人ニ対スル賦課ノ各村ハ三月一日限ニ村内ノ正男女、及ヒ一村限り免除スヘキ者等ヲ取調ヘ差分、位仕帳ヲ調製シ置キ、前段ノ割付手形ヲ受クルヤ粟ハ四月十日限り」に「割付帳」を作成するとある（17）。歳元への納入最終期日は、「置県以来ハ粟ハ十一月三十日」である（18）。

（2）名子と貢納

『旧慣租税制度』の参照式の「明治廿六年士平民貢租貢租公費老人負担表」には、「旧名子上納」という項目も含まれており、名子の一人当たりの貢納高が記されている（表8）（19）。

内容を分析してみると、大神村と水納村を除く 36 の村のうち 17 村となっている。17 村のうち 15 が村位上の村で、中村が 2 村である。

穀納高は、最高位の上の上村最下位の与那覇村の 10 倍以上となっている。最下位の仲地

村は中村であるが、最高位の嘉手苧村の 22 分の 1 以下である。貢納高の位毎の倍率が順列となっているため、貢納総高ではなく一人当たりの高であることは明らかである。

この貢納高には正租と口粟・斗立・蔵役人心付・重出米のことか、あるいは民費も含まれているのか不明である。しかし、貢布の配分は、士族とともに行われ、その表の末に「士族及名子並仲筋・塩川村民除キタル他ノ平民へ賦課シ」とあることから、白布のみを負担していた可能性が高く、貢納において名子は特別な存在であったことが確認できる。稲村賢敷によれば、名子廃止

表8 旧名子上納一覧表

『旧慣租税制度』より作成(単位:石)

ランキン グ	村名	位別貢納高				位倍率			
		上	中	下	下々	上	中	下	下々
1	嘉手苧村	0.45070	0.38632	0.32193	0.12877	1.4	1.2	1.0	0.4
2	野原村	0.35211	0.30181	0.25151	0.10060	1.4	1.2	1.0	0.4
3	川満村	0.33145	0.28410	0.23675	0.09470	1.4	1.2	1.0	0.4
4	長間村	0.30541	0.26178	0.21815	0.08726	1.4	1.2	1.0	0.4
5	宮国村	0.29662	0.25424	0.21187	0.08475	1.4	1.2	1.0	0.4
6	新里村	0.25635	0.21973	0.18311	0.07324	1.4	1.2	1.0	0.4
7	福里村	0.20887	0.17903	0.14919	0.05968	1.4	1.2	1.0	0.4
8	友利村	0.16615	0.14242	0.11868	0.04747	1.4	1.2	1.0	0.4
9	砂川村	0.15138	0.12976	0.10813	0.04325	1.4	1.2	1.0	0.4
10	比嘉村	0.13649	0.11699	0.09749	0.03899	1.4	1.2	1.0	0.4
11	保良村	0.13440	0.11520	0.09600	0.03840	1.4	1.2	1.0	0.4
12	上地村	0.07718	0.06618	0.05513	0.02205	1.4	1.2	1.0	0.4
13	新城村	0.06313	0.05411	0.04509	0.01804	1.4	1.2	1.0	0.4
14	洲鎌村	0.05323	0.04562	0.03802	0.01521	1.4	1.2	1.0	0.4
15	島尻村	0.04145	0.03454	0.02763	0.01382	1.2	1.0	0.8	0.4
16	与那覇村	0.04099	0.03514	0.02928	0.01171	1.4	1.2	1.0	0.4
17	仲地村	0.02006	0.01672	0.01338	0.00609	1.2	1.0	0.8	0.4

の奈良原知事の内訓は、明治26年に宮古島を訪問した際に出された(20)。内訓は「一木取調書」には、「明治廿六年三月十八日ヲ以、名子・御陰米・宿引女・耕作仮筆者外数件ヲ内訓セル」とあり(21)、「明治廿六年平民貢租貢租公費老人負担表」の成立月日は不明であるが(明治26年3月20日以前と推定される)、「明治廿六年平民貢租貢租公費老人負担表」には内訓が直ちに女が反映されている。しかし、「明治廿六年平民貢租貢租公費老人負担表」に名子の主な居住村である下里村・西里村・東仲宗根村に「旧名子上納」がなく、また多くの名子を輩出したと言われる久良・松原村にも「旧名子上納」はない(22)。

「一木取調書」には、名子について、次のように記されている(23)。

名子ハ原ト、八重山叛徒征伐ノ勲功ニ由リ附与セラレタルモノナリトモ云ヒ、又ハ士族ニ筆算稽古ノ余暇ヲ与フル為ナリトモ云ヒ、要スルニ皆揣摩臆測ノ説ニシテ、其起因詳ナラスト雖トモ、兎ニ角吏員ハ各其職務ニ応シテ、平民ノ男女若干名ヲ使役スルノ權ヲ有シ、其他大阿母(最高ノ神官ニシテ婦人ナリ)、在番筆者等子孫、吏員、孤兒、寡婦モ亦若干名ヲ使役スルノ權ヲ有ス。名子ノ定数ハ千八百二人ナレトモ、廢止当時ノ実数ハ殆ト三千人ニ達セリト云フ(役所ノ調査ニ依レハ式千百九十六人)。名子ヲ務ムル者ハ全島ノ平民一般ヨリ出ツルノ成規ナリト雖トモ、其实名子ノ子孫ハ名子ノ籍ニ編入スルヲ以テ、名子ノ実数自カラ其定数ニ超過シ、又一種名子ノ家柄トモ稱スヘキモノヲ生スルニ至レリ。其住所ニ付テ言フモ、名子ノ住所ハ某村最寄ト唱へ、殆ト一種ノ村落ヲ為スモノ多ク、其通常人民ト雜居スルハ^{じゅう}什ノ一モ達セスト云フ。抱主ノ名子ニ対スル權利ハ、現夫使役又ハ粟穀徴収トシ、現夫ハ所有地ノ耕作等ニ充テ、穀ノ徴収ハ上・中・下男八俵、下々男及上・中・下女六俵、下々女四俵トシ、他ノ穀類ヲ以テ之ニ換ヘシムルコトアリ。名子ノ負担ニ属スル貢租・公費ハ抱主ヨリ之ヲ納メ、村費及夫役ハ之ヲ免除ス。今名子一人ニ付抱主ノ所得ヲ概算スレハ一石五斗内外ニ達ス。故ニ、例ヘハ頭ハ八人ノ名子ヲ有スルヲ以テ十二石ノ所得アルノ計算ナリトス。

「一木取調書」には、「貢租・公費ハ抱主ヨリ之ヲ納メ、村費及夫役ハ之ヲ免除ス」とあり、貢租を納める必要はない。「上・中・下男八俵、下々男及上・中・下女六俵、下々女四俵」は、仮に1俵3斗入だとすれば、上・中・下男は、2.4石となる。下々男と上・中・下女は、1.8石、下々女は1.2石である。

第3節 貢布と貢納類型・織女

(1) 貢布

『旧慣租税制度』によれば、宮古島の貢布は、疋単位で織られる白上布を含めて、9種類、2,630点である(表9)(24)。

近世中期の『御財制』(1710年)には宮古島の基本的貢布量は、2,411疋と2,659反、計5,070

表9 近代宮古島の貢布 『旧慣租税制度』、「明治25年宮古島旧慣」「宮古島取調書」「宮古島正租軽減理由書」より作成

旧慣租税制度					明治25年旧慣	宮古島取調書	正租軽減理由書	備考*2
貢布名称	数量	単位	長(尋)	幅(尺)				
白上布 *1	790	疋	11.0	1.70	790	790	790	士族正女・旧名子正女負担
白中布	55	反	7.5	1.40	55	55	55	士族正男女・旧名子正女負担
白下布	294	反	7.0	1.30	294	294	294	士族正男女・旧名子正女負担
20升紺細上布	100	反	7.0	1.35	105			平民正女負担, 名子除く
18升紺細上布	30	反	7.0	1.30	30	1,131	1,131	
17升紺細上布	1,001	反	7.0	1.30	1,001			
白細上布(17升)	182	反	7.0	1.30	197	182	182	同上
白縮布	10	反	7.1	1.60	12	10	10	同上
白木綿布	168	反	7.0	1.30		168	168	同上
白木綿布(士族)							135	
点数	2,630				2,484	2,630	2,765	

※単位は反

*1『旧慣租税制度』では、750疋となっているが、原本では790疋。原本の入力ミス。「明治25年宮古島旧慣」は「反」と誤記。

*2備考は、「宮古島取調書」による。

点、1750年頃には、白上布2,411疋、白中布116反、白下布2,471反、4,998点となっているが、実際には多様な布種が貢納されていた(近世第1章参照)。「八重山島旧慣改廃取調書草稿」には、「本年(明治15)四月二十八日本県無号達ヲ以テ、貢反布縞柄反数引合代米更正セラレタル」とある。『旧慣租税制度』本文や他の史料に「白細上布」と記されている布は、『旧慣租税制度』「参照式」に「17升白細上布」の代粟が記されていることから(25)、17升と考えられる。

表9のような貢布となったのは、明治16年からだと思われるが、その以前は明確ではない。『貢反布沿革調』によれば、貢反の沿革について、次のように記されている(26)。

一前略一賦課方法ハ、以上述ルカ如ク定メアリシモ、旧藩庁ヨリ紺細上布、白細上布、白木綿布ノ買上ケ注文アリ、之ハ年々別紙乙号ノ換算ヲ以テ白上・中・下布税品中ヲ減少ソ来レル例ハ慣ナリシヲ、明治十二年廢藩置県後ハ、之ヲ税品ニ組入レ、県庁ヨリ其ノ品種数量指定シ、織立ヲ為サシメタリ。明治十七年ニ至リ、政府ヨリ年々新規ノ縞柄ヲ注文セラルハ、ヤ、織女ガ不慣ノ為メ粗悪ニ□□ノ恐レアリトノ点ヨリ、以後品種ニ変更ヲ加ヘサルコトハシ、今日迄一定ノ品種ヲ以テ賦課シ居リ。

『貢反布沿革調』の末尾には、「丙号ノ16年前後反布数量種類変更一覧表」が収録されている(表10)(27)。『貢反布沿革調』によれば、明治15年以前の換納布は流動的であったが、明治16年になって換納布数値が現れている。この年は、旧慣復旧を命じた岩村通俊が県令となった年

表10 16年前後反布数量種類変更一覧表

品名	15年以前	16年以後	17年以後(現行)
白上布	2,411 疋	1,263 疋	790 疋
白中布	116 反	55 反	55 反
白下布	2,471	294	294
20升紺細上布		100	100
18升紺細上布		30	30
17升紺細上布		870	1,001
17升白細上布		0	182
白縮布		10	10
白木綿布		168	168
計	4,998 点	2,790 点	2,630 点

であり、明治 11 年 (1871 年) の王国最終の数値に戻したのではないだろうか。その翌年に、再び変更があり、換納布が 313 反に増えている。これが、政府にとってどれだけの損得となったかは不明であるが、結果として平民負担の貢布が増えることになった。貢布の賦課は、白上布・中布・下布を基本型として、賦課高が設計される。『旧慣租税制度』参照式の「宮古島旧慣法ニ依ル二十六年貢布ノ割賦」を整理したものが表 11 である。表 11 では、すべて白上布・白中布・白下布で賦課高が算出されているが、実際の賦課においては、白上布の 790 疋、白中布の 55 反、白下布の 294 反のみが士族正男女に賦課される (28)。

表 11 明治 26 年貢布割賦 『旧慣租税制度』より作成 (石高換算は単位: 石、布は単位: 反)

村位	男女	士平	人数	白上布			白中布			白下布							
				2,411.395	1人当たり	倍率	116.744	1人当たり	倍率	2,418.453	1人当たり	倍率					
上村上	男	士	2,210	0.34211	1.2	17.922	0.08109	1.2	371.224	0.16797	1.2						
		平	2,025			24.523			308.143								
	女	士	2,078			710.914			16.851			349.248					
		平	2,912			996.238			23.614			489.166					
上村中 中村上	男	士	238	0.28509	1.0	1.608	0.06757	10	33.313	0.13997	1						
		平	854			5.771			115.544								
	女	士	258			73.555			1.744			36.122					
		平	821			234.064			5.546			114.925					
上村下 中村中	男	士	286	0.22808	0.8	1.546	0.05406	0.8	32.029	0.11199	0.8						
		平	473			2.558			52.972								
	女	士	267			60.896			1.444			29.891					
		平	458			104.459			2.475			31.293					
中村下	男	士	0	0.17105	0.6	0.199	0.04057	0.6	4.116	0.08399	0.6						
		平	49			0.227			4.703								
	女	士	0			0.11404			0.4			2.100	0.02703	0.4	43.508	0.05599	0.4
		平	1,243									3.360			69.599		
上村下々 中村下々	男	士	735	82.816	1.987		41.155										
		平	1,209	137.872	3.268		67.694										
計	士	9,255	929.183		45.202			936.290									
	平	8,794	1,482.212		71.253			1,482.163									
	計	18,049	2,411.395		116.455												
換算粟	士		780.514		15.990			224.710			換算粟計						
	平		1,245.068		25.311			355.707			1,021.214						
	計		2,025.582		41.301			580.417			1,626.086						
検算値	士	6,849	928.181		45.202			936.490									
	平	10,100	1,482.212		71.541			1,258.155									
	計	16,949	2,410.393		116.743			2,194.645			2,647.300						

*倍率は、村位・人位を反映しているのか、検算したものである。

表 11 のような全く実態とはかけ離れた計算が行われるのは、仮に平民が士族と同じように、白上布・白中布・白下布を負担したときの、貢布量の石高を計算するためである。内容を子細に見ると、それぞれの布の石換算高に、疋・反数を掛け、さらに 1.2 倍されている。表 11 の計算の後に、平民の負担する 20 升紺細上布 6 種類の貢布 (以下「細布等」という) の石高換算がされている (表 12) (29)。そして、表 11 で算出された、平民の負担高 1,906 石余から 1,626 石余を引いた 280 石余は、平民が多く負担していると計算している。

しかし、この計算は上村正女 3,001人と中村正女740人、計3,741人に賦課したとして計算されている。多良間島の塩川・仲筋村と水納・大神村の女正頭を除く布上・中村の正頭は、5,083人である(表13)

(30)。すでに述べたように、名子は白布のみを負担していることから、反布用正頭数から、名子の女正頭を差し引いた数が、3,741人となったと考えられる。「一木取調書」では、廃止当時は約3,000人であったと記されており(31)、1,342人が名子の女正頭数だと考えても大きな齟齬はない。『旧慣租税制度』には「差引式百八拾石式斗八升四合ノ不足トナル故ニ、此過不足分ハ、重出粟ニ於テ減額ヲ賦シ、士族及仲筋・塩川村民増額ヲ賦ス」とある(32)。しかし、分数10分の位を比較した表7-1・2を見るかぎり、仲筋・塩川村の負担は特に大きいとはいえない。

『旧慣租税制度』参照式への言及は、砂川玄正「宮古の織物」でも行われているが、村位や人位に基づく検証を行っていないため、中村下正男女の負担を0.008339反、上・中村下々正男女の0.005599反とする単純なミスがある(33)。また、貢布一反当たりの起粟についても言及しているが、起・先の問題には言及

表12 成換布の石高換算 『旧慣租税制度』より作成

貢布名称	数量(A)	単位	石換算	反当たり石(B)	換算 A×B×1.2
20升紺細上布	100	反	172.831	1.44026	172.831
18升紺細上布	30	反	44.936	1.24824	44.937
17升紺細上布	1,001	反	146.065	1.17888	1,416.071
白細上布	182	反	22.030	0.97084	212.031
白縮布	10	反	20.160	1.68000	20.160
白木綿布	168	反	40.320	0.20000	40.320

表13 明治26年宮古島男女階級調(反布用)平民正女抽出

分数		12	10	8	6	4	計
村位	村名	上村 上	中上 村村 上中	中上 村村 中下	中村 下	中上 村村 下々々	
上村	東仲宗根村	213	22	19		102	356
上村	西仲宗根村	102	6	16		31	155
上村	荷川取村	61	7	10		17	95
上村	大浦村	30	6	3		11	50
上村	長間村	44	8	14		15	81
上村	狩俣村	55	8	13		21	97
上村	島尻村	56	2	11		15	84
上村	比嘉村	55	4	9		9	77
上村	川満村	65	13	10		21	109
上村	洲鎌村	51	2	3		7	63
上村	与那覇村	57	9	12		17	95
上村	上地村	51	6	8		9	74
上村	久貝村	95	11	19		18	143
上村	佐和田村	51	6	10		18	85
上村	長浜村	44	3	5		18	70
上村	宮仲村	27	3	8		14	52
上村	仲地村	41	1	5		9	56
上村	伊良部村	46	3	7		17	73
上村	嘉手苧村	40	8	8		12	68
上村	砂川村	79	9	10		16	114
上村	保良村	107	7	11		32	157
上村	下里村	299	23	42		166	530
上村	新城村	109	10	15		19	153
上村	福里村	108	16	6		32	162
上村	西里村	387	46	46		183	662
上村	松原村	112	23	13		38	186
上村	野原村	56	1	6		10	73
上村	宮国村	77	10	19		15	121
上村	新里村	73	12	7		21	113
上村	友利村	77	10	12		30	129
中村	西原村		111	10	15	53	189
中村	来間村		33	5	4	14	56
中村	池間村		205	24	20	66	315
中村	前里村		147	17	17	59	240
合計		2,668	791	433	56	1,135	5,083

『旧慣租税制度』より作成

がない。さらに、正頭数にも言及があるが、「選ばれた上村女 3001 人、中村女 740 人」と解釈しており選ばれた人のみが貢布負担をしているかのように読み取られる⁽³⁴⁾。平民女正頭数との差について検討していないためにこのような記述となったのであろう。

(2) 貢納類型と織女

慶世村恒任は、「紺細上布・白細上布及び白縮布等は自宅で織ることを許さず」と述べており⁽³⁵⁾、士族は自宅で織布したと考えられる。また、「士族正女（年齢十五歳以上）の三分二は原料糸調整に、三分の一は其の織方に当てられ、平民正女の三分二は紺細上布の原料糸調整に、三分の一は其の織方に当てられ、染方番所構内の公立染屋で行はせた」と述べている⁽³⁶⁾。

『旧慣租税制度』には、次のように記されている⁽³⁷⁾。

総糸ノ調製ニ付テハ、村吏ハ時々之レカ検査ヲナシテ、疎製ニ流レサル様ニ注意ヲ与フ。一中略一紺細上布及ヒ白細上布白縮布ハ、織女ノ家ニ於テ織ルコトヲ許サス。各村共ニ其ノ村番所ノ構内ニ三四ノ貢布小屋ヲ設ケ、担当織女及手叶ハ、毎日爰ニ至リテ村吏カ監督ノ下ニ織立ニ従事セリ

貢布の実態は、①白布用の糸を貢納する正女（士族）、②白布を織る正女（士族）、③細布等の糸および山藍代金（後述）を貢納する正女（百姓＝平民）、④細布等を織る正女に分けられるが（百姓＝平民）、⑤『旧慣租税制度』には「手叶」（百姓＝平民）という織布の助手がおり、「手叶」は「総ノ二分ノ一ヲ賦課ス」類型がある⁽³⁸⁾。また、『貢反布沿革調』によれば、「山藍購入代金ハ、村内免税者ヲ除キ正男女（女ハ半免）平等割付ス」とある（後詳述）⁽³⁹⁾。ここにいう「正男女」とは、布上中村の織女と手叶を除いた正女と正男のことと考えられ、織女と手叶以外は山藍の代金も負担していたことになる。そこで、⑥細布等を織る村の山藍代金を負担する正男がいたことが分かる。すなわち、貢布には6類型があった。番外として、平民正女も白布等を夫賃米や民費の代納として自宅で織っていた。

明治 35 年 10 月 3 日『琉球新報』の記事によれば、東仲宗根村の明治 31 年（1898）の事例が紹介されている。これによれば、正女 243 人の内、42 人は織女、21 人は手伝人、免税者と正女帳作成後死亡した者は合わせて 5 人、残りの 175 人に「二十升総、二百八十升／但、正女百七十五人に割、一人に付一升六十手宛」「十七升総千九百六十升／但。右人数に割、一人に付十一升二手宛」と記されている⁽⁴⁰⁾。

なお、「年中各月日記」⁽⁴¹⁾によれば近世末期には、正男は、①「染具」の準備と「染方」、②「晒・洗濯」の貢布生産に直接係る作業と「織女」の賄い〔食事や日常の世話〕、に関わっていた。しかし、近代以降、このような正男の貢布への関与はあまり確認できない。『貢反布沿革調』は、宮古郡教育部会によって発行されているが、内容をみると明治 30 年頃に宮古島庁が作成した文書と考えられる。

「八重山島諸座規模帳」（琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵）によれば、白上布は10升、白中布は7.5升、白下布5升である。白布は織りだけでなく、糸の調製も容易である。士族は平民に較べて、非常に軽い負担であったといえる。貢布の石高換算では、士族は正頭3,364人で、1,139点（疋反を考慮しない数量）、一人当たり約3.4点、平民は5,537人で1,491点、約2.7点『旧慣租税制度』には「白上・中・下布ノ成換ラサル分ハ之ヲ士族ニ課シ、紺細上布等ニ成リ換リタル分〔表6の20升紺細上布以下の布〕ハ、之ヲ平民ニ課スルハ、古来ノ慣行ナリ。何故ニ此クノ如クナシタルヤハ、旧記ノ徴スヘキモノナシト雖トモ、要スルニ士族ハ織立ニ容易ナルモノヲ取り、其困難ナルモノハ之ヲ平民ニ負ハシメタルモノナルヤ、明ナリ」と記している（42）。

表6の20升紺細上布以下の貢布は平民が負担した。表10では正男にも割り付けたかのように記され、『旧慣租税制度』本文では、白縮布と白木綿布は、平民正男女に割り付けたとあるが（43）、他方で次のように記されている（44）。

反布ノ割付方ハ、略^{ほぼ}赤蔵元ニ於ケルト同一ナレトモ、一村内ニアリテ其正女ノ凡ソ四分ノ一ハ、織女トシテ他日織立ニ従事セシムルカ故ニ認^{にん}ヲ賦課セス。四分ノ三ニ認糸ヲ割付クルモノトス。一中略一各村ニ於テ反布ノ割付手形ヲ受クルヤ、其村内ノ士族正女ノ三分ノ二ニハ白上中下布ノ認糸ヲ配賦〔賦課—引用者〕シ、平民正女ノ三分ノ二ニハ紺細上布以下成換反布ノ認糸ヲ配賦〔賦課〕シテ之レカ調製^{ちやく}ニ著手セシム一中略一平民正女三分ノ一ニ配布シテ織方ニ従事セシム而シテ白上中下布ノ分ハ士族正女ノ三分ノ一ニ配布シテ織立ニ著手セシム。

このように、実際に糸の調製や織布は正女のみが行っていた。正男も「其〔糸の調製が〕成ルヤ、之ヲ村番所ニ取纏メ、平民ノ分ハ紺屋ニ渡シテ染方ヲナサシム。此紺屋ハ、各村必ス一人ツハアリ。或ル負担（夫賃及公費〔民費—引用者〕）ヲ免除シテ、貢布ノ染方ヲ担当セシムル」（45）と染め方に係わっているが、貢布を免除していない。

『旧慣租税制度』の内容を見ていくと、穀納と貢布は、換納が何度も繰り返され、非常に複雑になっている。これまで述べてきたことを踏まえて、『旧慣租税制度』の内容を整理すると、基本貢租石高（石高は先高＝近世の2割増し）が先にあり（図1－表1）、第二段階では石高が穀と白上・中・下布の成換布に分けられが（図1－表2）、石換算は近世の起高で示してある。第3段階では石高の成換布分を布の数量に置き換える（図1－表3）。第4段階では、白上・中・下布の成換布を士族負担分と平民負担分に分ける（図1－表4）。最終的な賦課状況を整理したものが、図1－表5であり、最終的には本租・付加税等、夫賃粟、布石換算を合計して、5,606石先余となる。

「一木取調書」には貢布について、次のように記されている（46）。

図1 貢布と租税の理念型から実態への変化フローチャート

表1 穀物貢租

本租	3,301
口粟	66
重出粟	466
斗立蔵役人心付	766
計	4,599

* この貢租額は、「起」である。実際に、届け先に届く額で徴発される額を「先」という。

表2 穀物・布併用

品目	税目	税額(単位)	備考
粟	本租	1,127	
	口粟	22	
	重出粟	323	
	斗立蔵役人心付	466	
	小計	1,939	*計が1多い
布	本租	2,173	
	口粟	43	
	斗立蔵役人心付	443	
	小計	2,659	
合計	合計	4,599	*計が2多い

表3 布の穀物換算を定立

布の種類	数量	単位	石高換算	反・疋当たり石換算
白上布	2,411	疋	1,687.70	0.7
白中布	116	反	34.19	0.29478
白下布	2,471	反	494.20	0.2
計	4,998		2,216.09	数量計は、比較のための便宜的数、点数

*反・疋当たり換算石は、「宮古島粟と反布の換算率」による(沖縄県史21巻、p363)。
*「宮古島粟と反布の換算率」は、白上布は、反で表記されているが、疋の誤記と判断。

表4 布納を士族納と平民納(換納分)に分ける

	布の種類	数量	単位	石高換算	反・疋当たり石換
士族納	白上布	790	疋	553.00	0.7
	白中布	55	反	16.21	0.29478
	白下布	294	反	58.80	0.2
平民納	白上布	1,621	疋	1,134.70	0.7
	白中布	61	反	17.98	0.29478
	白下布	2,177	反	435.40	0.2
計	合計	4,998	点	2,216.09	

表5 (準理念としての布納を実態にリライト)

穀物	税目					
	粟	本租	1,127			
		口粟	22			
		重出粟	323			*計が1多い
		斗立蔵役人心付	466	計	1,939	本租等先 1,939.95500
混納	夫賃粟	839	宮古島取調書より	夫賃先 1,007.03132		
	小計	2,777		先計 2,946.98632		
貢布	布の種類		数量	単位	石高換算	反・疋当たり石換
	(士族)白布	白上布	790	疋	553.00000	0.7
		白中布	55	反	16.21290	0.29478
		白下布	294	反	58.80000	0.2
	換納	式拾栴細上布	100	反	144.02600	1.44026
		拾八栴同	30	反	37.44720	1.24824
		拾七栴同	1,001	反	1,180.05888	1.17888
		白細上布	182	反	176.69288	0.97084
		白縮布	10	反	16.80000	1.68000
		白木綿	168	反	33.60000	0.20000
	貢布穀物換算計				2,216.63786	貢布換算と先計
	貢布の先高換算				2,659.96543	5,606.95175

※『旧慣租税制度』及び「宮古島取調書」より作成

換納布ハ白上・中・下布ノ如ク、織立容易ナラス。之ヲ各自ノ織立ニ任セ、難キヲ以テ原糸即チ総ヲ分賦シ、織立方ハ織婦ヲ撰定シテ之ニ充テ、其負担スル所ノ原糸ヲ免除ス。又手叶ト称シ、一機ニ一人宛ヲ選定シテ、織婦ヲ補助セシメ、兼テ将来織婦トナルノ練習ヲ為サシム。其負担スル所ノ原糸ハ、半額ヲ免除ス。織婦及手叶ノ数ハ、現時合セテ、千三百余人トス。織婦ハ織方ノ最モ巧ナル者ヨリ与人之ヲ命シ、辞スルコトヲ許サス。又織方ノ最モ難キ者ハ、織婦ノ最巧ナル者ヲシテ之ヲ担当セシム。一人ノ負担スル所、概ネ三反ニシテ、其織立ノ日数一反ヲ凡ソ六十日トシ、三反ノ織立ニ凡ソ百八十日ヲ費サハルヘカラス。而シテ、一般正女ノ負担スル原糸製造ノ日数ハ、凡ソ六十日ヲ出テス。六十日ノ負担ヲ免レテ、百八十日ノ負担ヲ受ク得ル所、失フ所ヲ償フニ足ラスト謂フヘシ。其他織糸ニ残余アルトキハ、織婦ノ所得ニ帰スルノ法アリト雖モ、是將一機ニ付ニ三十日ニ過キス。固ヨリ、之ヲ以テ充分ノ報酬トナスニ足ラサルナリ。

一木書記官は、換納布（細布等）について、総糸のみを負担する正女が 60 日ほどで負担分を紡ぎ終わることに較べ、織女は 180 日も貢布労働に携わる不平等さを指摘している。『旧慣租税制度』には、「苦労米」を支給する村もあると記されているが、細布等は、すでに述べたように、布の位上村正女 3,001 人と中村正女 740 人、計 3,741 人に賦課され、土族正女、仲筋・塩川村、大神・水納村、名子の正女は、白布のみ織ることになる。

名子正女は実質的に明治 27 年からは抱え主との主従関係は消滅し、「宮古島明治廿七年貢納布割付帳」には、多くの名子がいたとされる下里村の添村と西里村の添村に貢納布が賦課されている。また、明治 30 年頃とみられる『貢反布沿革調』の「貢布織女手叶人員表」には織女 882 人と手叶 498 人が配置されている（6-表 14）⁽⁴⁷⁾。細布等を負担する 3,741 人は、明治 26 年の数であるが、これを基準に考えたい。一木書記官によれば、1,300 人余が織りに従事しているが、3,741 人の 3 分 1 強である。しかし、1,300 人余には手叶の数も含まれている。なお、砂川玄正『宮古の織物』では、明治 27 年の反布負担（成換布割付の事例）を解釈なしで『旧慣租税制度』の丸写しをしているが⁽⁴⁸⁾、「取除人員」とわ、織女と手叶（半分を総糸で納めるため 0.5 と小数点が出るのである）のことで（人員 1,186 人）、負担人員（3,286 人）とは総糸を負担する人員のことである。すなわち、明治 30 年頃の数値を基準にすれば、 $882 + (498 \div 2) = 1,131$ が取除人員となる。調査年が違うため微妙な差が出ている。

細布等 1,491 反は、882 人の織女が織っており、一人当たり 1.69 反となる。「一木取調書」では、一人当たり 3 反織るとあるが、これは検査不合格となった布も含めているのではないだろうか。貢布の検査について明治 30 頃成立の『貢反布沿革調』には、文面の前に「参考モノニ表」として、「貢反布長幅定」と「貢反布織女・手叶人員調表」があり、文面部分の最初には「一、貢布ニ関スル各村織女及手叶人員ハ別表ノ如シ」と記されている⁽⁴⁹⁾。

「貢反布織女・手叶人員調表」を新たに表にしたものが表13である。表13によれば、実際の織女は882人で、その補助を行う手叶は498人である。「一木取調書」の数値とおおむね一致する。

『貢反布沿革調』によれば、貢布検査は次の手順で行われる(50)。

貢布一反ニ対スル検査ハ左ノ如シ。

- 一、総糸ハ蔵元島座ニ於テ各一回
- 二、中染総検査ハ、蔵元ニ於イテ一回
- 三、染上総検査ハ全上
- 四、口織検査ハ蔵元島座ニ於イテ各一回
- 五、立機中、各村番所織屋ニ就キ、蔵元島座立会ノ上、凡ソ二・三回
- 六、織成後水洗ノ検査ハ、蔵元島座各一回
- 七、上納検査、全上

一、口織検査ノ為、織女ガ頭上ニ頂キ持参スル反布ヲ巻タル機抽ハ、目方四貫五百内外。

一、貢布ヲ那覇蔵所ニ於テ収納検査ノ上、不合格トナリタルトキハ、宮古郡蔵元ニテハ製布セシ村方へ返戻シ、村方ニ於イテハ、更ニ製布ノ上上納致、右返戻布ハ村方ニ於イテ売却、貢布ノ藍代等へ充テル旧慣ナリ。

上記文書の最初の項目の「四」からが織布の検査にあたる。四・五は織布途中の検査であるが、①「織成後水洗ノ検査」(蔵元)、②「上納検査」(蔵元)、③「那覇蔵所ニ於テ収納検査」と織り終わった後も、3回の検査をクリアしなければならない。そして、「貢布ヲ那覇蔵所ニ於テ収納検査ノ上、不合格トナリタルトキハ、宮古郡蔵元ニテハ製布セシ方へ返戻シ、村方ニ於イテハ、更ニ製布ノ上上納致」とあるように、那覇まで送ったあとで戻されることもあった。

このように、実際の織布に従事する織女の貢布貢納における役割は重かった。『旧慣租制度』には、村によっては苦労米を支給する村もあるとされているが(51)、『貢反布沿革調』には、「貢布織女並ニ手叶ニ対シ報酬ヲ与ル村方現今無之候」とある(52)。

おわりに

本論の要点を整理して、稿を終えたい。『旧慣租税制度』の「宮古島明治二十六年男女階級調(穀納用)」や「明治廿六年士族貢租貢租公費老人負担表」(平民もある)について、検討した結果、貢租は5カ村は他村と較べて高くなっていた。村々の比較のため、平民と士族正男女の貢租と夫賃粟を抽出したところ、同じ村の士族と平民は同じ位であっても、若干の違いがあった。また、同じ10分であっても、貢租について見ると、平民の場合、仲地村を最下位として、最上位は西里村と、約1.28倍違っており免税者の存在だけでは説明できない高となっている。「一木取調書」には、名子の貢納について、「名子ノ負担ニ属スル貢租・公費ハ抱主ヨリ之ヲ納メ」と記

されているが、名子廃止の訓令直後には、名子は蔵元への貢納となったことが明確となった。

近世中期の『御財制』宮古島の基本的貢布量は決まっているが、実際には多様な布種が貢納されていた。明治期の史料にみられるような貢布となったのは、明治16年からだであろう。貢布の賦課は、白上布・中布・下布を基本型として、男女への賦課高が設計される(表6)。しかし実際の賦課においては、正女のみならず、織り方が難しい成換布は平民の一部の女性のみが負担している。内容を子細に見ると、それぞれの布の石換算高に、疋・反数を掛け、さらに1.2倍されている。平民の負担高1,906石余1,626石余を引いた280石余は、平民が多く負担していると計算しているが、その余計な負担をどのように補ったか、具体的には不明である。明治30年頃とみられる『貢反布沿革調』の「貢布織女手叶人員表」には織女882人と手叶498人が配置されている。

-
- (1) 慶世村恒任『宮古史伝』(1927年、宮古史蹟保存会)、251頁。
 - (2) 「宮古島役所沿革小誌」『宮古蔵元』(2002年、城辺町教育委員会)、72頁。
 - (3) 前掲『宮古蔵元』、72頁。
 - (4) 同前、73～74頁。
 - (5) 『平良市史 第4巻 資料編11』(1978年、平良市役所)、92～93頁。
 - (6) 『沖縄県史 第20巻 資料編10 沖縄県統計集成』(1967年、琉球政府)、附録、58～62頁。
 - (7) 前掲『平良市史 第4巻 資料編11』、101～104頁。
 - (8) 前掲『沖縄県史 第20巻 資料編10 沖縄県統計集成』、35頁。
 - (9) 『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』(1968年、琉球政府)、238頁。
 - (10) 同前、249頁。
 - (11) 前掲『平良市史 第四巻 資料編11』、94頁。
 - (12) 『近世地方経済史料 第十巻』(1968年、吉川弘文館)、244～256頁。
 - (13) 前掲『平良市史 第四巻 資料編2』、56頁。
 - (14) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、242頁。
 - (15) 同前、363～366頁。
 - (16) 同前、383～402頁。
 - (17) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、243頁。

-
- (18) 同前、246 頁。
- (19) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、391～401 頁。
- (20) 稲村賢敷『宮古島庶民史』（1972年、三一書房）、397～398 頁。
- (21) 前掲『平良市史 第四巻 資料編2』、83 頁。
- (22) 仲松弥秀「宮古諸島の地理 八新開集落 (二) 名子集落」（『宮古諸島学術調査研究報告 地理・民俗編』、1954年、琉球大学沖縄文化研究所）、46～51 頁および田里友哲「第2章添集落」（『論集・沖縄の開拓集落の研究』、1983年、離宇宙社）、90～121 頁を参照。
- (23) 『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』（1965年、琉球政府）、576 頁。
- (24) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、238～239 頁。
- (25) 同前、410 頁。
- (26) 『貢反布沿革調』（成立年不詳、宮古郡教育部会）、2 頁。
- (27) 同前、10 頁
- (28) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、369～370 頁。
- (29) 同前、371 頁。
- (30) 同前、367～368 頁。
- (31) 前掲『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』、576 頁。
- (32) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、371 頁。
- (33) 砂川玄正「宮古の織物」（『宮古の織物』1998年、平良市総合博物館）、28 頁。
- (34) 同前、28～29 頁。
- (35) 慶世村恒任『宮古史伝』（1927年、南島史蹟保存会）、124 頁。
- (36) 前掲『宮古史伝』、124 頁。
- (37) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、244 頁。
- (38) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、243 頁。
- (39) 前掲『貢反布沿革調』、20 頁。
- (40) 前掲『平良市史 第四巻』、147頁

-
- (41) 『琉球王国評定所文書』第9巻、(1993年、浦添市教育委員会)、639頁。
- (42) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、241頁。
- (43) 同前。
- (44) 同前、243頁。
- (45) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、243頁。
- (46) 前掲『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』、572頁。
- (47) 前掲『貢反布沿革調』、18～19頁。
- (48) 前掲『宮古の織物』、32～33頁。そのため、「村役人は平民正女の3分の1に染め糸を配布し折り方に着手される(22頁)」と書きつつ、「この資料から東仲宗根村の事例をみると、正女93人の内61人〔3分2〕が年貢負担の織手(31頁)」と矛盾した説明となっている。しかし、貢布の問題を実証的に検証した先駆的研究して、高く評価していることは付言しておきたい。
- (49) 同前、17～20頁。
- (50) 前掲『貢反布沿革調』、7頁。
- (51) 前掲『沖縄県史 第21巻 資料編11 旧慣調査資料』、244頁。
- (52) 前掲『貢反布沿革調』、20頁。